

令和4年度障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に規定する事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）の実施に当たり、両法及び関連法令の規定に基づき、①法令遵守を徹底し、適正な事業の運営及び事業の透明性の確保がなされているか、②利用者の尊厳が保持され利用者本位のサービス提供がなされているか、③④のサービス提供に対し、適正な給付がなされているか、④適切な防災、防犯対策やリスクマネジメントが行われているか、⑤利用者等の個人情報が安全な管理や適切な取り扱いをしているかなどの観点から、障害福祉サービス事業等を行う事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、指導監査を行う。

なお、指導については、上記及び障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図る観点から、障害福祉サービス事業者等の育成・支援に主眼を置いて実施する。

また、監査については、法令・指定基準等への違反、給付費の不正請求又は不適切なサービスの提供が疑われる場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法で定められた権限（改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止、指定の取消）を適切に行使し、障害福祉制度への信頼を維持し、利用者を保護することに主眼を置いて、機動的に行うこととする。特に、障害福祉サービス事業者等の不正受給や利用者に対する身体拘束等の虐待に係る事案については、制度の根幹を搖るがすとともに、人権に関わる問題であることから、厳正に対処する。

2 根拠法令等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害法」という。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童法」という。）
- (3) 障害福祉サービス事業者等指導実施要綱（平成30年4月1日施行）
- (4) 障害福祉サービス事業者等監査実施要綱（平成31年4月1日施行）
- (5) 障害児通所支援事業者等指導実施要綱（令和2年12月22日施行）
- (6) 障害児通所支援事業者等監査実施要綱（平成31年4月1日施行）
- (7) 京都市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制に関する検査実施要綱（平成30年4月1日施行）
- (8) 京都市指定障害児通所支援事業者等業務管理体制に関する検査実施要綱（平成31年4月1日施行）

3 対象施設及び事業所

- (1) 指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設（以下「障害者支援施設等」という。）
- (2) 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者、並びに指定障害児相談支援事業者が開設する事業所（以下「その他事業所」という。）

4 指導形態

(1) 集団指導

障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めて、障害福祉サービス事業等の取扱いや介護給付費、訓練等給付費、療養介護医療費、計画相談支援給付費若しくは特定障害者特別給付費、障害児通所給付費及び障害児入所給付費並びに障害児相談支援給付費（以下「給付費」という。）の請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例等について、講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

障害者支援施設等及びその他事業所（以下「事業所等」という。）において、設備の確認や関

係書類の閲覧を行い、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式により行う。

5 集団指導

障害福祉サービス事業者等を対象に、年1回実施する。

6 実地指導

(1) 対象選定方法

実地指導の対象となる事業所等については、3年に1回を目安として過去の実地指導時期や指導経過等を踏まえ選定する。(ただし、指定障害者支援施設は、2年に1回、指定障害児入所施設及び児童発達支援センターは1年に1回を目安とする。)

ただし、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的に受診している事業所等については、6年に1回を目安とする。(指定障害者支援施設、指定障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。)

また、新規指定及び既存事業拡大の計画を有する障害福祉サービス事業者等が開設する事業所等についても、原則として実地指導の対象とする。

なお、本市が必要と認める場合は、目安とする頻度にかかわらず隨時実施する。

(2) 実地指導体制

実地指導は、原則2名以上の指導班を編成し実施する。

(3) 指導日数

ア 指定障害者支援施設等：原則1日

イ その他事業所：原則半日（ただし、施設併設の場合は1日もあり得る。）

(4) 指導の重点事項

ア 法令遵守事項

○ 人員、設備及び運営の状況

- ・必要なサービス提供人員の配置状況
- ・必要な設備、備品の整備状況
- ・利用者等に求めることができる金銭の範囲等

○ 業務管理体制の整備の状況

- ・法令遵守責任者の役割及びその業務の状況
- ・業務が法令に適合することを確保するための規定の整備等

イ 給付費の算定等に係る事項

○ 加算算定においての算定要件の十分な理解

○ 加算の算定根拠資料の十分な整備等

ウ サービス提供事項

○ 利用者本位の個別支援計画の策定及びそれらに基づく適切なサービスの提供

○ サービス提供記録の充実等による事業運営の透明性の確保

○ 身体拘束の廃止など利用者の権利擁護、サービスの質の向上に向けた取組

エ 防災、防犯対策関連事項

○ 非常災害に関する具体的計画（火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画）の作成、関係機関への通報及び連携体制の整備

○ 非常災害に関する具体的計画の従業者への周知、定期的な避難、救出その他の訓練の実施

○ 防犯設備の整備・点検

○ 関係機関や地域住民等との協力・連携体制の構築

オ リスクマネジメント関連事項

○ 事故発生時及び緊急時の対応、衛生管理等に係るマニュアルの作成、従業者への周知

- 苦情解決体制の整備、苦情処理に係るマニュアルの作成及びマニュアルに沿った適切な処理
- カ 個人情報保護に係る事項
- 安全管理措置等の手法例
 - ・個人情報保護に関する規程・規則等の策定
 - ・個人情報を含む記憶媒体（パソコン、USB、デジタルカメラ、書面等）の取扱いルール（適切な取得、利用、保管の方法等）の作成
 - ・個人情報に係る職員研修等の実施

7 監査

（1）監査の実施

次に示す状況を踏まえて、指定基準違反等の確認が必要と認める場合に速やかに行う。

- ア サービス利用者や家族、障害福祉サービス事業者等の従業者等からの通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 京都府、京都府国民健康保険団体連合会等からの情報提供
- ウ 納付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- エ 正当な理由なく、実地指導を拒否し、若しくは虚偽の報告等をしたとき
- オ 実地指導において確認した指定基準違反等の疑い（実地指導を中止し、直ちに監査を行う場合もある。）

（2）監査体制

監査は、2名以上の監査班を編成し実施する。

8 指導・監査後の処理

（1）文書指摘

実地指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり、改善を要すると認められた事項については、当該障害福祉サービス事業者等に対し、文書指摘として書面で通知し、原則として1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

（2）自主点検及び自主返還指示

障害福祉サービス事業者等に対する実地指導において、障害福祉サービス等の内容、納付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、当該指摘事項に関し、指導を行った月の前5年間について、自主点検のうえ、その結果を報告させるものとし、納付費を返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

また、該当する市町村に対し、当該障害福祉サービス事業者等の名称、返還金額等、必要な事項を通知する。

（3）勧告

監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案し、上記（1）の文書指摘より強力に指導を行う必要があると認めるときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

（4）業務改善命令

上記（3）の勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る改善措置を採らなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し、必要があると認める場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、京都府及び京都府国民

健康保険団体連合会に連絡する。

(5) 指定の取消又は効力停止

監査の結果、指定の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し必要があると認める場合には、当該障害福祉サービス事業者等の指定を取り消し又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、京都府及び京都府国民健康保険団体連合会に連絡する。

(6) 加算金

監査の結果、給付費の返還が生じる場合であって、障害福祉サービス事業者等が偽りその他不正の行為により給付費の支払いを受けていたことが確認されたときは、過去5年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、障害法第8条第2項、児童法第57条の2第2項及び第5項の規定により当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう、当該障害福祉サービス事業者等に指示するとともに、当該給付に関する市町村に対し、支払いを求めるよう通知する。

(7) 公表

上記(3)の勧告を行った場合であって、期限までに改善措置が履行されなかった場合は、法令基準違反の程度を勘案し、また上記(4)の業務改善命令又は上記(5)の指定の取消又は効力停止の処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

(8) 聴聞等

上記(4)の業務改善命令及び上記(5)の指定の取消又は効力停止の処分を行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続きを行う。ただし、同条第2項の規定により、これらの手続きをとることを要しない場合を除く。

(9) 刑事告発

悪質と認める不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

9 令和4年度における実施計画

(1) 集団指導

年度の早い時期に、書面開催又は講習等の方法で実施

(2) 実地指導

令和4年4月～令和5年3月に実施